

アメリカ連邦税法における税務調査(三・完)

—— 召喚状 (summons) による調査を中心に ——

はじめに

第一章 「召喚状による調査」の執行の変貌

1. 「召喚状による調査」の制度化の背景
 2. リースマン判決
 3. バウエル判決——「バウエル基準」の確立——
 4. 「正当な目的」基準の展開
 - (一) ドナルドソン判決 (以上六三号)
 - (二) ラサール連邦免許銀行判決
 - (三) 内国歳入法典七六〇二条の改正
 - (四) 内国歳入法典七六〇二条改正後の展開
 5. 小括
- 第二章 「大陪審による調査 (grand jury investigation)」との関係
1. 「大陪審による調査」の特徴 (以上六四号)
 2. 税務調査と「大陪審による調査」
 3. 内国歳入庁と大陪審との関係

今 本 啓 介

(一) バゴット判決

(二) バゴット判決後の動向

4. 小括

むすびに——わが国との比較の視点から—— (以上本号)

2. 行政調査と「大陪審による調査」

近年、政府機関の規制により、例えば企業は民事罰 (civil penalty) や行政上の制裁を受けるようになってい⁽¹⁾る。このような制裁には通常、過料や商業活動の停止、政府との取引の禁止のようなものがあるが、こうした制裁は一般に打撃が強く、時に企業を消滅に導くものであることから、刑事訴追により科せられる制裁と同じくらい過酷なものとなっている⁽²⁾。そのため、現代政府が規制目標を達成するために記録保存の要請や取引の報告の要請を行⁽³⁾うだけでは充分ではなくなっている。例えば租税行政では、前章で見たように強制調査の制度として行政召喚状による調査が整備されてきて、今日では司法省への告発前ならば犯則調査にも用いることができる⁽⁴⁾。

ただその一方で、次の場合には本来犯則調査を目的とする大陪審による調査が用いられてきた⁽⁴⁾。つまり、①租税に關係しない犯罪について大陪審による調査を行っている政府法務官が、租税法違反もなされていたであろうことを示す証拠を摘発する場合、②内国歳入庁が、自らの行う行政調査では間に合わないので、刑事上の租税法違反についての証拠を深めるために、大陪審調査がなされるべきとする場合、③内国歳入庁が事案を司法省に告発し、司法省租税課により明らかに訴追の可能性があるとされるが、追加の調査が必要とされる場合である。そして税務調査を大陪審が行う場合、内国歳入庁職員は調査に際して「大陪審の代理人 (agents of the grand jury)」として活動する。その際、内国歳入庁マニュアルは、内国歳入庁を大陪審から分離するために、内国歳入庁職員に対して次の

ような様々なセーフガードを課している。⁽⁵⁾

① 調査に協力する内国歳入庁職員は行政召喚状を用いてはならない。

② 歳入調査官が大陪審による調査を行う政府法務官に協力するよう命じられた場合、歳入調査官には民事目的で租税行政を行う役割はない。特別調査官・歳入調査官は大陪審に協力する間は刑事目的以外で情報を求めてはならない。

③ 内国歳入庁職員は、大陪審による調査の手続の間に収集された情報を刑事目的以外で開示してはならない。但し、大陪審による調査を行う政府法務官に協力する内国歳入庁職員に対してのみ、開示は認められる。

④ 大陪審による調査で収集された全ての情報は、大陪審・アメリカ弁護士局・税務課が保管・管理する。その情報には、例えば、書証・謄本、証人から得た情報、調査を行う政府法務官との議論から得た情報も含まれる。

⑤ 大陪審による調査の手続により得た情報にアクセスした全ての内国歳入庁職員―管理職レベルも含む―は、個人、団体及び大陪審による調査の対象についての陪審に関係しない情報に関わってはならない。

⑥ 大陪審による調査で収集した情報は、裁判所の命令なく連邦刑事訴訟規則六条(e)項が特に認めるほか、民事目的で用いてはならない。

さて、大陪審による調査は、犯則調査としては内国歳入庁の召喚状による調査に較べて訴追に効率的であり、手続が簡便で負担が小さいことから、近年多く用いられている。その理由として次のようなものが挙げられる。⁽⁶⁾ 第一に、前述したように大陪審による調査で内国歳入庁召喚状にあたる大陪審召喚状は、内国歳入庁召喚状と異なり裁判所に執行を要求することなく執行されるので、より早く執行がなされる。第二に、反面調査の場合、内国歳入庁召喚状ならば調査対象者に反面調査をする旨告知しなければならぬが、大陪審による調査ならば反面調査でもそ

の必要はない。第三に、大陪審召喚状の場合、裁判所がその執行力を持つので、当該召喚状に不服がある場合は召喚状の相手方が訴訟を提起することになる。そのため、第一次的な立証責任は、内国歳入庁召喚状の場合に内国歳入庁にあつたこととは異なり、大陪審召喚状の相手方となるのである。

3. 内国歳入庁と大陪審の関係

本来、大陪審による調査は犯則調査を目的としているので、民事上の調査目的で用いてはならないことは、すでに判例で認められている⁽⁸⁾。しかし、その後も行政機関は大陪審による調査の結果を何とか民事でも利用できないかと考え、(C) (i) 命令により内国歳入庁をはじめとする行政機関は大陪審による調査の情報開示を求めてきた。以下では、この問題に関するリーディングケースである一九八三年のバゴット判決⁽⁹⁾を検討して、若干の考察を行いたい。

(一) バゴット判決

一九七六年、特別大陪審は商品取引所 (Board of Trade) での先物取引 (commodity futures transaction) について調査したが、その際被告バゴットが調査対象となつた⁽¹⁰⁾。バゴットは起訴されなかつたが、内国歳入庁職員との面接及び政府との答弁取引 (plea negotiations) の後、先物取引法 (Commodity Exchange Act) の軽罪 (misdemeanor) を二つ認めた⁽¹¹⁾。というのは、一九七七年五月に内国歳入庁職員がバゴットの自宅を訪問し、大陪審の面前に出頭することを要請する大陪審召喚状を送達した際、バゴットは連邦法務局 (Office of the United States Attorney) に出頭し、真実を述べれば大陪審の面前に出頭する必要はない、と副連邦法務官にアドバイスされたからであつた⁽¹²⁾。そのため、政府は、バゴットの民事上の所得税額を決定すべく、大陪審の謄本や書類の開示

(以下「本件開示」とする)のための(C)(i)命令を求めて地方裁判所に訴訟を提起した。⁽¹³⁾

当初地方裁判所はこの要求を斥けていたが、結局三度目の政府の請求で、手続をとるためのメモ (Memorandum to File) や大陪審の面前でのバゴットの証言のような「大陪審の面前で生じていない」資料について開示を認め、それ以外の資料についても、裁判所の「一般的監督権限 (general supervisory powers)」から開示を認めた。⁽¹⁴⁾

これに対して、控訴裁判所は地方裁判所の判決を破棄差し戻した。⁽¹⁵⁾ 控訴裁判所は、特別調査官の報告の中の大陪審の証言について書かれていない部分を除いて、全ての資料は「大陪審の面前で生じており」、連邦刑事訴訟規則六条 (e) 項に服するとした。⁽¹⁶⁾ また、地方裁判所は「一般的監督権限」から開示を認めたが、これを誤りであるとされた。つまり、控訴裁判所は、一般的監督権限による裁判所の裁量権は厳格に制限されており、規則六条 (e) 項は開示を強制する特別の必要がない限り厳格に解されるべきであるとした。そして、本件のような民事上の税額決定の場合、内国歳入庁は内国歳入法典七六〇二条による調査手段を有することから、規則六条 (e) 項が厳格に解される必要のない場合には当たらないとした。⁽¹⁷⁾

最高裁は控訴裁判所の判決を認容した。最高裁は、本件での問題は、内国歳入庁が民事上の調査で利用するため本件開示が、司法手続 (j) 項では更正手続 (redetermination proceeding) ・ 還付訴訟 (refund suit) 「の前に (preliminary to)」行われているか否かであることを述べた上⁽¹⁸⁾で、次のように判示した。まず、規則六条 (e) 項については、これまで原告が大陪審の資料にアクセスすることの特段の必要性 (particularized need)⁽¹⁹⁾ を立証する必要があるとされてきたが、最高裁も、大陪審の資料が用いられている問題から訴訟が生じるという程度の立証では十分ではなく、大陪審の資料が実際に訴訟で用いられるかに焦点を当てるべきであるとした。⁽²⁰⁾ そして本件では、調査の目的が訴訟の準備ではなく行政による税額の決定であることから、本件開示は不適切とした。⁽²¹⁾ その理由として、本件開示には訴訟を導くにちがいない特段の理由がないこと、内国歳入庁の決定が自力執行的であること等を

挙げた。⁽²²⁾

このような法廷意見に対して、バーガー長官は反対意見を述べた。バーガー長官はまず、規則六条(e)項の立法経緯を検討した。すなわち、立法経緯によると、元々一九四六年に規則六条(e)項が制定されたときに、機関による情報の要請と大陪審の秘密性との間に緊張関係があることは考えられていなかったこと⁽²³⁾、一九七七年改正で同項に(A)(ii)が加えられ、「連邦刑事法を執行する任務を政府法務官が履行する際、政府法務官が必要とする政府職員」に対して大陪審の情報の開示がなされる旨規定されたが、その際「議会は大陪審の持つ証拠を民事法執行の目的で用いることを排除する意図はな⁽²⁴⁾かったことから、「民事目的での大陪審資料へのアクセスを行政機関に認めることにより、民事上の主張の効率的な実現を促進すること」と「民事調査の手段としての大陪審の濫用を防止すること」に議会は関心があつた、とした。⁽²⁵⁾次に、大陪審の資料を実際に使用するかについても、行政機関の活動が司法審査に服するという可能性がある限り、大陪審の情報の開示が認められるべきであるとし、こうした法廷意見よりも広範な解釈の方が民事法の執行の助けになる可能性が高いと述べた。⁽²⁶⁾最後に、大陪審の情報の開示を認めないことにより行政機関が同じ調査を繰り返すことによるコストの増加にも触れた。⁽²⁷⁾つまり、「行政機関に対して調査を繰り返させることは資源の無駄であるのみならず、価値ある行政活動が何一つもたらされないといい結果になるだろう」とし、議会はこうした結果を意図若しくは肯定したとは考えられない、とした。⁽²⁸⁾それゆえ、控訴裁判所の判決を破棄差し戻すべきとし、内国歳入庁は大陪審の情報の開示を求める際に司法審査に服する可能性があることから、大陪審の情報の開示は規則六条(e)項(三)号(C)(i)にあるように司法審査の前⁽²⁹⁾に求められていたと述べた。

(二) バゴット判決後の動向

バゴット判決は、大陪審の情報の内閣歳入庁が犯則調査目的以外でも用いられるかについて否定的態度を示し、大陪審の秘密性の例外について厳格な解釈を行った。反対意見も、法廷意見よりは広く解釈したが、最終的な「行政機関の活動が司法審査に服する」⁽³⁰⁾場合に限って大陪審の秘密性の例外を認めた。ただ、大陪審の秘密性と行政調査との関係について、学説は鋭く対立している。

一つは、バゴット判決を妥当とするものであり、大陪審の秘密性を厳格に捉え、行政機関への情報開示を例外的にし、認めない立場である。⁽³¹⁾この見解によると、第一に、大陪審の秘密性は、特に証言が調査されている団体の労働者・同僚から求められる場合、証人の証言にとつては重要であり、大陪審による調査の後も消滅しない。⁽³²⁾第二に、大陪審の資料の開示を緩やかにすることは、大陪審を民事的な調査の手段として用いることにつながる。⁽³³⁾つまり、大陪審による調査はその運用において専ら刑事的であるべきであり、大陪審による調査には、疑わしい犯罪に関する証拠を収集することのみが求められるべきである。この理由として、税務調査において脱税の疑いがある場合に、内閣歳入庁では調査課と査察課が合同で調査を行うが、その刑事事面での解決がなされるまで民事面の調査は保留されることを挙げる。第三に、バゴット判決後、内閣歳入庁の職員が大陪審に出向して証拠を得たときであっても、内閣歳入庁は大陪審の証拠の行政利用を否定されるが、この非能率は行政手続において犯則調査を先に行うという現在の手続を変えることにより最小限にすることができる。⁽³⁴⁾つまり、内閣歳入庁が先に犯則調査にも用いることができる法典七六〇二条の召喚状にしたがって調査を行い、民事手続を延期してその証拠を大陪審に提出すれば、連邦刑事訴訟規則六条(e)項の範囲外になるので、その証拠は後の民事手続で裁判所の命令なしに用いることができる。そのため、反対意見が強調する非能率の指摘は当たらないとする。

これに対して今一つは、バゴット判決に対して批判的な立場である。⁽³⁵⁾特に「裁判手続の前に」という文言を

ぐつて、バゴット判決では「係争中であるにせよ予定されているにせよ特定できる訴訟に直接関連する」場合に大陪審の資料の開示を限定し、「訴訟が事実上生じる可能性がある」ということを立証するだけでは十分ではないとした点に批判がなされている。例えばライオン教授は、内国歳入庁の調査の目的が「訴訟を行う準備を行うためではなく、行政という手段によって税額を評価する」ことであり、税額評価に裁判を行う必要がない、とバゴット判決が判示していることについて批判している。ライオン教授は、内国歳入法典六二—三条(a)項により、租税裁判所の税金不足額 (Deficiency) に関する決定が最終的なものになるか、納税者の租税裁判所に訴訟を提起する権利が放棄されるまで、内国歳入庁は財産・給与に課税できないことから、税務調査は「裁判手続の前に」になされたと考えるべきであるとしている。また、バゴット判決前であるが、「裁判手続の前に」という文言を解釈するにあたって、バゴット判決のように司法審査が確実になされるかを基準にする確実性のアプローチを採るのではなく、司法審査の可能性を基準にすべきであるとする見解もある。この理由としては、①規則の文言からも立法経緯からも、司法審査の確実性を開示の要件とすることが求められていなかったこと、②確実性のアプローチは大陪審による調査の濫用を防げないこと、③確実性のアプローチは能率的な民事法執行という重要な政策上の利益を無視していることが挙げられる。

さらにヒューズ教授は、そもそも「裁判手続」について連邦刑事訴訟規則六条(e)項が規定していることに対して、行政調査を容易にする観点から批判的な立場を採る。ヒューズ教授は、内国歳入庁のように行政機関が大陪審と実質的に同様の強制調査手続を持つ場合、いずれ行政機関の調査によって獲得されるであろう資料が開示を拒否されることは、行政機関に二重の努力をさせるので、非効率で、費用がかかり、時間的に無駄な資源を投ずることになると指摘する。そして、大陪審の情報開示の必要性は、行政機関が自らの任務との関連性を立証すれば足りるとした。

このように、学説上は大陪審の秘密性と行政機関の関係を緩やかに解する方が有力であるが、最近になって、立法府において、租税行政以外の分野であるが、大陪審の秘密性と行政機関の関係について緩やかに解する動きがあることにも注目する必要がある。例えば、金融監督行政の分野では、一九八九年に制定された金融機関改革復興執行法 (Financial Institutions Reform Recovery and Enforcement Act of 1989) において、政府の法務官が一定の民事罰の執行に利用する場合に、裁判所の命令なしに大陪審の情報開示を政府の法務官に認めたり、政府の法務官 (行政機関の法務官ではない) の訴えに基づき、金融機関を監督する行政機関の職員に対して、その管轄権限内でいかなる目的で用いるのであっても大陪審の情報を開示できる、と規定されるに至っている。⁽⁴⁵⁾ もっとも、金融監督行政の分野においても、行政機関が裁判所の命令なく大陪審の情報開示を受けられることは認められておらず、あくまでも政府の法務官のみが刑事ではなく民事罰の執行のために裁判所の命令なく大陪審の情報開示を受けられるにとどまっている。大陪審の情報開示を求めるにあたって、金融監督行政の分野でも政府の法務官と行政機関で手続に違いを設けていることは是非については、今後の動向を踏まえた上で再検討する必要がある。

4. 小括

大陪審による調査は独立性ゆえの秘密性による特徴があり、犯罪調査において重要な役割を果たしてきた。ただ、連邦刑事手続規則で大陪審の秘密性の規定がおかれた当時、起訴を争いたい被告に対する大陪審の情報開示の規制が念頭に置かれており、行政機関に対する大陪審の情報開示については考えられていなかった。⁽⁴⁶⁾ しかし、前章で論じたように強制調査の制度として行政召喚状による調査が整備され、内閣歳入庁の召喚状による調査はその範囲が拡大し、現在では司法省への告発前ならば犯罪調査をも行えるまでになった現在、手続面においても行政にとつてはメリットの大きい大陪審による調査との関係が問題になってきた。

現在では税務調査の手段として大陪審による調査は欠かせないものとなっている。すなわち、大陪審による調査は秘密性を有すること、行政召喚状に較べて大陪審召喚状の執行が容易であることから、内国歳入庁をはじめとする行政機関も、連邦刑事訴訟規則六条 (e) 項に定められる手続により大陪審の情報の開示を求めるといふ形で、大陪審による調査を多用するようになったのである。ここでは、調査のショートカットともいえる現象が生じた。

その際、大陪審の秘密性の原則に反して、専ら税額決定等の民事上の目的でも大陪審の情報を入手できるかが問題となった。最高裁は、バゴット判決において、専ら内国歳入庁が民事目的で大陪審の情報を入手することは不可能であると判示したが、この判決に対しては、大陪審がすでに調査を行ったことを行政機関が繰り返し調査することにより非能率が生じることから批判が強い。

もっとも、手続的に容易な大陪審による調査によって得られた情報を、行政召喚状による調査によって得られた情報と同列に扱うことについては慎重に考えるべきであり、この点と調査の能率性の関係、さらに大陪審による調査と行政召喚状による調査の双方の位置づけについては今後なお議論の余地があるように思われる。

むすびに——わが国との比較の視点から——

ここでは、わが国の税務調査との比較の観点から若干気づいた点を述べ、むすびとしたい。

第一に、アメリカでは、税務調査に際して内国歳入庁に強制的な調査権、つまり召喚状を発行する権限が与えられていることである。この権限はわが国の質問検査権に比べればかなり強いものであるが、この強さ故に裁判所による命令を待たねば執行がなされないという特徴を持っており、刑事調査に近い手続が整備されている。これに加え、元々内国歳入庁においてはしばしば調査課と査察課が合同で調査を行っていることもあり、内国歳入庁召喚状による調査は犯則調査をも目的とすることができると至ったように思われる。これに対してわが国の質問検査権

は、手続上の保護がほとんどなされていないとしばしば指摘されるが、今後手続の整備を考える場合、行政調査と刑事調査の関係の見直しをも含めて考える必要があるであろう。

第二に、アメリカでは、刑事調査を目的とする大陪審による調査が内国歳入庁召喚状による調査よりも手続的に簡便であること、内国歳入庁召喚状による調査にはない秘密性があることから多用されてきている、という現状が既に見たようにあるが、これはアメリカにおいて内国歳入庁召喚状による調査のような強制調査がいかにか手続的保護を受けているかの現れのようにも思われる。さらに判例は、内国歳入庁が大陪審の情報専ら税額決定等の民事上の目的では入手できないとしているが、この点も内国歳入庁が通常は内国歳入庁召喚状によってしかるべき手続を踏んで情報入手すべきであるという思想の現れといえよう。ただその反面、大陪審による調査と内国歳入庁による調査を厳格に区別する判例の立場に対しては、主に能率性を重視する立場から批判の意見も多く出されている。アメリカでは、大陪審による調査が存在するというわが国とは全く異なる事情があるが、こうした主張は、大陪審による調査と内国歳入庁による調査については厳格に分ける判例の考え方を否定し、税務調査の手続にも影響を与えるものである。この点については、今後の動向を踏まえて再検討しなければならないであろう。

いずれにせよ、税務調査においてその刑事的側面と民事的側面を同一面で考え、一律に手続的保護を行うと同時に執行力を高める方法は、わが国にはないものであり、今後の税務調査の在り方を考えるにあたり参考になるのではないかと思われる。

(1) Graham Hughes, *Administrative Subpoenas and the Grand Jury: Convergging Streams of Criminal and Civil Compulsory Process*, 47 *Vand. L. Rev.*

573 at 580 (1994).

(2) *Id.* at 580-1.

(3) *Id.* at 585-6.

- (4) Marvin J. Garbis, Ronald B. Rubin & Patricia T. Morgan, *Tax Procedure and Tax Frauds Cases and Materials* at 658 (3rd Ed. 1992).
- (5) Internal Revenue Manual-Administration § 9267.3.
- (6) Garbis, *supra* note 4 at 659; Patricia T. Morgan, *Tax Procedure and Tax Fraud* at 273-4 (2nd. Ed. 1998).
- (7) Internal Revenue Code § 7609.
- (8) *United States v. Procter & Gamble*, 356 U. S. 677 at 683. プロクター＝キャンブル社判決は、大陪審が調査をして不起訴に終わった後、政府がシヤーマン法違反を主張すべく民事訴訟を提起したが、その準備の際に大陪審による調査資料の謄本を用いたため、被告であるプロクター＝キャンブル社も同じように大陪審による調査資料の謄本の利用を求めた事案である。最高裁は、大陪審の秘密性を否定する特段の必要性をプロクター＝キャンブル社が立証していないことから、プロクター＝キャンブル社の要求を認めなかった。
- (9) *United States v. Baggot*, 463 U. S. 476 (1983).
- (10) *Id.* at 477.
- (11) *Id.* See also *In re Special February*, 1975 Grand Jury (Baggot), 662 F. 2d 1232 at 1233 (1981).
- (12) 662 F. 2d at 1234.
- (13) 463 U. S. at 477.
- (14) *Id.* at 478.
- (15) *In re Special February*, 1975 Grand Jury (Baggot), 662 F. 2d 1232 (1981). See also *supra* note 11.
- (16) *Id.* at 1237-8, 1240.
- (17) *Id.* at 1235-7.
- (18) 463 U. S. at 479.
- (19) これはダグラス＝オイル基準とよばれ、一九七九年のダグラス＝オイル社判決で確立された。Douglas Oil Co. of California v. Petrol Stops Northwest, 441 U. S. 211 (1979)。「(連邦刑事訴訟)規則六条(e)項により大陪審の資料を求める者は、求める資料が別の司法手続で生じうる不正を避けるのに必要である」と、開示の必要性が秘密性の必要性よりも大きいものであること、要求が必要とされる資料に限られることを立証しなければならない」と。Id. at 222.
- (20) *Id.* at 480.
- (21) *Id.*
- (22) *Id.* at 481.
- (23) *Id.* at 484-5.
- (24) *Id.* at 485. 本改正については、バゴット判決と同日に出されたセルス＝エンジニアリング社判決 (*United States v. Sells Engineering, Inc.*, 463 U. S. 418 (1983)) において若干言及された。
- (25) *Id.* at 485-6.

- (26) Id. at 488.
- (27) Id. at 489.
- (28) Id.
- (29) Id. at 489-90.
- (30) Id. at 488.
- (31) Note, *Preserving Grand Jury Secrecy*: United States v. Baggot, 16 Conn. L. Rev. 371 (1984).
- (32) Id. at 387-8.
- (33) Id. at 388-9.
- (34) Id. at 389-90.
- (35) See Hughes, *supra* note 1; Charles S. Lyon, *Disclosure of Grand Jury Materials: Why the Supreme Court Was Wrong in Baggot*, 39 Tax L. Rev. 215 (1984); Rebecca Swenson, *The Implications of United States v. Sells Engineering, Inc. and United States v. Baggot*, 12 Am. J. Crim. Law 327 (1984); 谷村 桂子「裁判手続の公開」, Note, *Facilitating Administrative Agency Access to Grand Jury Material*, 91 Yale L. J. 1614 (1982) なる。また「裁判手続の公開」, Note, *Facilitating Administrative Agency Access to Grand Jury Material*, 91 Yale L. J. 1614 (1982) なる。また「裁判手続の公開」, Note, *Federal Agency Access To Grand Jury Transcripts Under Rule 6(e)*, 80 Mich. L. Rev. 1665 (1982) を参照せよ。
- (36) 463 U.S. at 480.
- (37) Lyon, *supra* note 121 at 215-7.
- (38) 内国歳入法典六二二三条 (a) 項は次のように規定している。「……税金不足額の告知後九〇日……以内に、納税者は税金不足額の更正を求めて租税裁判所に訴訟を提起することができる。……税金不足額の評価……徴税や裁判所での徴取手続は、その告知が納税者に郵送されるまで、あるいは九〇日……の期限内に、また訴訟が租税裁判所で提起されたならば租税裁判所の判決が確定するまでに、行われ、始められ、または訴追されなければならない。……」
- (39) Note, *Federal Agency Access To The Grand Jury Transcripts Under Rule 6(e)*, 80 Mich. L. Rev. 1665 (1982).
- (40) Id. at 1673-6.
- (41) Id. at 1676-9.
- (42) Id. at 1679-80.
- (43) Hughes, *supra* note 1 at 657-71.
- (44) 18 U. S. C. § 3322(a). 「銀行法違反に関する次のような大陪審の情報に通じている者は、金融機関改革復興執行法九五一条(筆者注……一定の銀行法違反の民事罰を列挙している)を執行するために用い……民事罰に関連して用いるために、政府の法務官に当該情報を開示することが許される。(一) 政府の法務官の業務の中で受領したもの(二) 連邦刑事訴訟規則六条(e)項(A)号(ii)により開示された

- § 10
- (45) 18 U. S. C. § 3322(b)(1). 「政府の法務官の申立てにより、裁判所は銀行法違反の調査の間に大陪審の面前で生じた事柄を次の目的で特定の金融機関規制行政機関の職員に対して開示するよう命ずることができる。(A) 当該規制行政機関の権限にある問題に関係して用いること(B) (a) 項により大陪審の情報が開示された政府の法務官を援助すること」。
- (46) Note, *Facilitating Administrative Agency Access to Grand Jury Material*, 91 Yale L. J. 1614 at 1621-2 (1982). See also *supra* note 35.

(行政法専修)